第三

受付印　　受付(抽選)番号

氏　名 (事業所名)	

募　集　要　領

駐車場名	中央区営　築地川第三　駐車場
所 在 地	中央区明石町1番32号
募集台数	31台(うち、区民割当25台、事業所等割当6台)
利用期間	令和9年4月1日　から　令和11年3月31日まで
駐車場使用料	月額40，000円
駐車できる車	普通自動車・小型自動車・軽自動車(二輪車を除く)で 全長500cm以下・幅200cm以下
申込資格	京橋地域の区民及び事業所等の代表者で、現在、車を所有又は使用している方 ただし、申込台数は1世帯(1事業所等)あたり1カ所で、1台に限ります。 既に他の区営駐車場を利用またはキャンセル待ちしている場合は申し込みできません。 ※京橋地域とは、八重洲二丁目、京橋、銀座、新富、入船、湊、明石町、 築地、浜離宮庭園、八丁堀、新川になります。
受付期間 および場所	**令和8年11月10日(火)　から　11月30日(月)　まで**　(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時から午後5時まで 中央区役所5階　環境土木部交通課交通施設係 住所:　中央区築地1－1－1　TEL:　03－3546－5667 ※区役所窓口のみの受付となり、**郵送や駐車場では受付いたしません。**
提出書類	**(区民・事業所等共通)** **定期駐車利用申込書** **自動車検査証記録事項の写し(有効期限内のもの)　※A4縦の書面** **(区民)** **運転免許証の写し等(氏名、住所を確認できるもの、有効期限内のもの)** **(事業所等)** 事業所等の所在地、代表者を確認できる書類 ⇒ **法人登記簿謄本の写し等(発行３ヵ月以内のもの)** ※区民の申込資格で、自動車検査証記録事項の所有者欄及び使用者欄が事業所等の名義 ⇒　申込者がその事業所等の代表者であることを確認できる書類(法人登記簿謄本(写) 等) 及び区民であることを証する書類(運転免許証(写) 等) ※割賦購入、リース契約等の車で、自動車検査証記録事項の所有者欄又は使用者欄に 申込者名の記載がない方 ⇒　申込者名の確認ができる書類(契約書(写)、自動車税納入通知書(写) 等)
低公害車 及び 低燃費車 減額制度 対象車	駐車場使用料が月6，000円(天然ガス自動車、電気自動車、燃料電池自動車は10，000円) 割引となります。 1. 平成17年(平成30年)基準排出ガス75％低減レベル車　(自動車検査証記録事項「型式」欄が、 D、H、R、6のいずれかで始まる車両)　かつ平成22年度燃費基準＋25％以上達成車または 平成27年度燃費基準以上達成車または令和2年度燃費基準以上達成車 2. 天然ガス(CNG)自動車 3. ハイブリッド自動車(1.を満たすものに限る) 4. プラグインハイブリッド自動車(平成17年(平成30年)基準排出ガス75％低減レベル車に限る) 5. 電気自動車 6. 燃料電池自動車 ※エコカー減税対象車両とは異なります。

裏面もご確認下さい。

注意事項（申込前にご確認下さい！）

1　申込みできる車両は、申込者の所有又は使用の車両（車検証に記載があるもの）に限ります。

2　申込多数の場合は、公開抽選となります。

3　**申請書に記載の車両に限り駐車場をご利用できます。**車両変更の場合は届出が必要です。

4　入庫・出庫は定期券（パスカード）により24時間可能です。パスカード発行は1枚です。
パスカード紛失・き損時は、有償再発行となります。

5　定期駐車使用料は、前月末までに駐車場内に設置している定期更新機での支払いとなります。

6　未納駐車使用料がある場合は、申込みができません。

7　駐車場内の工事等により一時的に車室の変更をお願いする場合がございますのでご協力ください。

8　次の場合は通用期間内でも定期利用承認を取り消します。
（1）登録承認を受けた車両以外の自動車を駐車した場合
（2）利用承認を受けた場所以外へ自動車を駐車した場合
（3）パスカードを他人に譲渡した場合
（4）その他不正駐車の手段としてパスカードを使用した場合
（5）使用料が納入期限までに納入されなかった場合（納期限は前月の末日）

9　次の場合はパスカードを返還してください。
（1）パスカードの再発行（紛失による場合を除く）を受けようとするとき
（2）駐車場の利用期間が満了したとき
（3）駐車場の利用を取り止めたとき
（4）駐車場の利用承認を取り消されたとき

10　駐車場内では次の行為を禁止します。
（1）過度の空ふかしをすること
（2）洗車をすること
（3）時速8キロメートル以上の走行及び追越し
（4）場内での喫煙、その他火気を取り扱うこと
（5）悪臭を放つもの等の持ち込み
（6）工具タイヤ等を置くこと及び駐車場本来の目的以外に使用すること
（7）ゴミを捨てること

11　一般的注意事項
（1）早朝、深夜の車の出入りは近隣へ配慮し、静かにお願いします。
（2）駐車場には係員がおりますが、各自の責任をもって利用してください。
（3）区は、次の事由によって生じた車両または利用者の損害について、施設管理者の立場での善良なる管理者としての注意義務違反以外は、損害賠償等の責務を負いません。
・自然災害その他不可抗力による事故及び接触その他事故、盗難、イタズラ等
（4）個人情報等については、今回の申込以外には使用いたしません。